

＜小規模多機能型居宅介護＞

【令和 7 年 4 月 1 日】

事業所名	社会福祉法人眉丈会 新豎縁（小規模多機能）		
事業の種類	小規模多機能型居宅介護	介護保険事業所番号	第1790100331号(金沢市指定)
事業所の所在地	〒920-0993 石川県金沢市下本多町五番丁14番地		
事業所連絡先	076-260-1411	管理者	河村 麻矢
運営方針	ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを柱に、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。		
サービス内容	次のサービスを提供します。通いサービスを柱に、宿泊サービス並びに訪問サービス		
登録定員及び利用定員	登録定員：18名 利用サービス定員／通いサービス：9名以内、宿泊サービス：8名以内		
通常の送迎の実施地域	金沢市(生活圏域：新豎・小立野校下)		
従業者の職種、員数	管理者：1名(兼務)、計画作成担当者：1名(兼務)、看護職員：1名(兼務)、介護職員：14名以上（兼務）※常勤換算人数		
事故発生時及び緊急時の対応について	①小規模多機能ケアの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。 また、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ②小規模多機能ケアの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③当事業所において事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。		
協力医療機関及び協力歯科医療機関バックアップ施設	□協力医療機関／独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター 所 在 地：石川県金沢市下石引町1番1号 □協力医療機関／社会医療法人財団松原愛育会 松原病院 所 在 地：石川県金沢市石引4丁目3番5号 □協力歯科医療機関／竹内歯科医院 所 在 地：石川県金沢市本多町3丁目11番2号 □バックアップ施設／金澤五番丁 施設種類：特別養護老人ホーム 所 在 地：石川県金沢市下本多町五番丁14番地		
苦情相談窓口	窓 口：新豎縁 担 当 者：管理者 河村 麻矢 計画作成担当者 河村 麻矢 連 絡 先：TEL／076-260-1411 FAX／076-260-1822		
第三者評価の実地状況	実地の有無（有・無） 評価(直近)年月日：令和6年2月22日 評価機関：運営推進会議 開示の有無（有・無）		
利用料	介護サービス □1ヶ月毎の包括費用(定額)の利用料金 要介護1：10,458 円 要介護2：15,370 円 要介護3：22,359 円 要介護4：24,677 円 要介護5：27,209 円 □初期加算(1日) 約30 円 □認知症加算Ⅲ(1ヶ月) 約760 円 □認知症加算Ⅳ(1ヶ月) 約460 円 □事業開始時支援加算(1ヶ月) 約508 円 ※ほかに介護職員処遇改善加算Ⅱとして、上記の料金の14.6%分が上乗せとなります。 □食事代 朝食 309 円 昼食（おやつ含む） 566 円 夕食 463 円 □宿泊費（1泊） 2,100 円（8室）	介護予防サービス □1ヶ月毎の包括費用(定額)の利用料金 要支援1：3,450 円 要支援2：6,972 円 □初期加算(1日) 約30 円 □事業開始時支援加算(1ヶ月) 約508 円 ※ほかに介護職員処遇改善加算Ⅱとして、上記の料金の14.6%分が上乗せとなります。 □食事代 朝食 309 円 昼食（おやつ含む） 566 円 夕食 463 円 □宿泊費（1泊） 2,100 円（8室）	
その他の費用	①おむつ代：実費 ②アクティビティ活動費：材料費等の実費 ③その他ご利用者が希望する特別な経費や必要と判断される経費：実費 ④通常事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費・交通費(1回)：2,000円(送迎費は片道)		
サービス利用にあたっての留意事項	(1) 利用前に見学、体験やパンフレット、重要事項説明書等の配布で相談に対応します。 (2) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。複写させていただくことがあります。 (3) 危険物等（銃・刀剣類）は原則として持ち込むことはできません。 (4) 事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したことにより破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 (5) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 (6) 所持金品は、基本的に自己の責任で管理してください。 (7) 当事業所内で、職員や外のご利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 (8) 当事業所内の指定された場所以外での喫煙はできません。		